「通貨法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

诵货法

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五〇一年通貨法令(プララーチャバンヤット・グントラー)」と呼ぶ。

[注/仏暦二五一〇年通貨法令(第二版)、仏暦二五一六年通貨法令(第四版)、仏暦二五二一年・仏暦二五〇一年通貨法令改正勅令、仏暦二五三六年通貨法令(第五版)、仏暦二五四五年・仏暦二五〇一年通貨法令改正勅令(第二版)による改正を盛り込んで訳出1

第二条

本法令は官報告示日の翌日に施行する。

第三条

以下を廃止する。

- (一) 仏暦二四七一年通貨法令
- (二) 仏暦二四七三年改正通貨法令
- (三) 仏暦二四七五年改正通貨法令
- (四) 仏暦二四七九年通貨法令(第四版)
- (五) 仏暦二四八二年通貨法令(第五版)
- (六) 仏暦二四八三年通貨法令(第六版)
- (七) 仏暦二四八四年通貨法令(第七版)
- (八) 仏暦二四八五年通貨法令(第八版)
- (九) 仏暦二四八五年通貨法令(第九版)
- (一〇) 仏暦二四八七年通貨法令(第一〇版)
- (一一) 仏暦二五〇一年臨時通貨法令(第七版)

第四条

本法令において、

- 「通貨基金(ゴーントゥン・ガーングン)」とは、タイ国が加盟国となっている国際通 貨基金合意に基づく国際通貨基金を意味する。
- 「リザーブ購入権証書(バイサムカン・シッティ・スー・スワンサムローン)」とは、 国際通貨基金及び世界銀行に係る執行権限付与法に基づき発行されたリザーブ購入権証書 を意味する。
- 「「即時売買(スー・ル・カーイ・タンティー)」とは、電信による注文に基づく購入 もしくは売却を意味する。
 - 「外国証券(ラクサップ・ターンプラテート)」とは、以下を意味する。
 - (一)外国政府もしくはタイ国が加盟している国際金融機関の証券。
- (二)外国政府もしくはタイ国が加盟している国際金融機関がその証券に基づく債務履行を保証している証券。
- (三)タイ国が加盟している国際金融機関が、その証券に示された額に応じて、タイ国が加盟している国際金融機関の加盟政府、または加盟政府の機関に対し融資するにあたって、証券所持人がタイ国が加盟している国際金融機関と利害を共有する証拠として発行する証券。
- 「過不足比率(アトラー・プア・ルア・ル・プア・カード)」とは、硬貨の重量及び金属配合の定められたレートからの過不足性を意味する。

「交換可能通貨(グントラー・ティー・プン・プリヤン・ダーイ)」とは、国際通貨基金合意第八章に基づき設けられた義務を履行した国の通貨を意味する。

「特別引出権証書 (バイサムカン・シッティピセート・トーングン) 」とは、国際通貨 基金及び世界銀行に係る執行権限付与法に基づき発行された特別引出権証書を意味する。

「係官(パナックガーンジャオナーティー)」とは、大臣が本法令に基づく執行のため に任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第五条

財務大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のために省令を制定する権限を付与する。

省令は官報告示をもって施行することができる。

第一章

通貨及び通貨単位

第六条

通貨とはすなわち硬貨及び紙幣である。

第七条

通貨単位は「バーツ」と呼ぶ。一バーツは一〇〇サタンとする。「バーツ」の語句は「U(ボーバイマーイ)の記号を代わりに使用してもよい。

第八条

バーツの平価とはすなわち特別引出権との比較、もしくは他の通貨との比較、あるいは他の複数の通貨により計算できる価値との比較、あるいは通貨基金が規定した他の比較単位との比較により定められるバーツの価値であり、バーツの平価の規定は勅令によりこれをなす。

第一段に基づくバーツの平価の規定があった場合、相当の事由がある時に大臣は、タイ国銀行の助言により九〇日以内の期間にわたって一時的にバーツの平価使用の中止を布告することができる。このときその期間にわたって、相当との判断に従い、いずれかの為替制度の使用を告示しても、しなくてもよい。

第一段に基づくバーツ平価の規定がない場合、大臣はタイ国銀行の助言により相当と判断したところに基づき、いずれかの為替制度の使用を告示することができる。

第九条

いずれの者であっても、大臣の許可なくして通貨を代替する物もしくは記号を作成、販売、使用または供用することを禁じる。

第一〇条

財務省が硬貨を作成し、供用する。

第一段に基づく硬貨は供用される種類、価額ごとに同じ大きさとし、他の種類、価額の 硬貨と同じであってはならない。ただし記念硬貨もしくは回収した硬貨に代わって使用す る硬貨である場合はその限りではない。

硬貨の種類、価額、金属、金属配合比率、重量、大きさ、模様、及び(もしあれば)その他の形態に加え、過不足比率は省令により定める。

第一一条

硬貨は、省令で定められた額を超えない範囲で、法律に基づき債務弁済するところの金 銭である。

第一二条

損壊した硬貨は法律に基づき債務弁済するところの金銭ではない。

以下の硬貨を損壊した硬貨とする。

- (一)切断された、もしくは打ち付けられた、または叩かれた、あるいはいずれかの行為により破損、あるいは損壊し、どういう事由であるかに関係なく明白な形態で変形した、模様が消えた、平面において変化した、歪んだ、あるいは重量が減った硬貨。
 - (二)自然の磨耗により過不足比率の二倍半を超えて重量が減った硬貨。

第一三条

財務省は以下の原則に従い損壊した硬貨の交換に応じる。

- (一)交換に応じる損壊硬貨は金貨、銀貨、磨き硬貨でない硬貨でなければならない。
- (二)第一二条第二段(一)に基づく損壊硬貨は、省令で定めた原則及び方法に基づき その硬貨の半額の交換に応じる。
 - (三)第一二条第二段(二)に基づく損壊硬貨は、その硬貨の全額の交換に応じる。
- 第一段(一)及び(二)に基づく損壊硬貨の交換に応じる係官及び場所は省令で定めたところに基づく。

第一三条の二

相当と判断した時、大臣はいずれかの種類及び価額の供用された硬貨を回収する権限を有する。このとき回収は紙幣もしくは他の硬貨との交換による。

- 第一段に基づく硬貨の回収は、少なくとも以下の項目を含む省令に定めたところに従う。
- (一)回収する硬貨の種類、価額及び形態。
- (二)回収硬貨を持ち込み紙幣もしくは他の硬貨と交換する期間。期間は省令の施行日から一年以上とする。
 - (三)回収硬貨を受け付ける係官と場所。

交換に持ち込む硬貨が第一二条第二段に基づく損壊硬貨であれば第一三条に基づき交換を受ける。

第一三条の三

第一三条の二・第二段(二)に基づき回収した硬貨は、別様の利用または販売のため大臣が財務局に溶解もしくは破壊を命じる、あるいは財務局に販売させ、購入者が財務局が定めた要件に従い、かつ大臣が定めた係官の監督の下で溶解または破壊するよう命じる権限を有する。

第一三条の二・第二段(二)に基づく省令で定めた回収硬貨の交換期間が終了した時、回収硬貨は法律に基づき債務を弁済するところの金銭ではなくなる。

回収期限が切れたことにより法律に基づく債務弁済するところの金銭でなくなった硬貨は、いずれかの者がその硬貨を持ち込み、事由と必要性を示すことにより紙幣もしくは他の硬貨と交換を求めた場合、財務省は第一三条の二に基づき交換することができる。

第一四条

タイ国銀行はタイ国銀行法に基づき政府紙幣を作成、発行する権限を有する。

大臣は官報において発行紙幣の種類、価額、色、大きさ、及びその他形態を布告する。 ただし回収紙幣の使用時である場合はこの限りではない。

第一五条

紙幣は金額の多寡にかかわらず法律に基づき債務弁済するところの金銭である。

第一六条

以下との即時交換である場合を除き、紙幣を発行することはできない。

- (一)発行紙幣から回収した使用済み紙幣、もしくは
- (二)第二六条に基づき保管する通貨準備金会計に記入しなければならない同一の価値を有し、第三〇条に掲げられた財産

紙幣は発行から回収までの期間について発行紙幣とする。

第一七条

発行紙幣から回収した紙幣は使用を止め、破壊するか、保管し、また供用発行することができる。

第一八条

損壊紙幣は法律に基づき債務弁済するところの金銭ではない。

以下の紙幣は損壊紙幣とする。

- (一)半紙幣。すなわち中央もしくは中央付近で分離した紙幣。
- (二)継接ぎ紙幣。すなわち他の紙幣の部分が同一の紙幣として継接ぎされている紙幣。
- (三)欠落紙幣。すなわち一部分が欠損している、もしくは内容または数字が読めない 事由を有する紙幣。

第一九条

タイ国銀行は省令で定めた制限、原則及び方法に基づき損壊紙幣の交換に応じる。

第二〇条

相当と判断した時、大臣はいずれかの種類及び価額の供用された紙幣を回収する権限を有する。このとき回収は他の紙幣との交換による。

第一段に基づく紙幣の回収は、官報で告示する。

紙幣回収告示には少なくとも以下の項目がなければならない。

- (一)回収する紙幣の種類、価額。
- (二)回収紙幣を持ち込み他の紙幣と交換する期間。期間は官報告示日から一年以上とする。
 - (三)回収紙幣を受け付ける係官と場所。

第二一条

第二〇条の内容に基づき回収紙幣の持ち込み期限が切れたとき、大臣が回収を告示した 紙幣は法律に基づき債務弁済するところの金銭ではなくなる。ただしタイ国銀行は、回収 紙幣が法律に基づく債務弁済するところの金銭でなくなった日から二年以内であれば他の 紙幣との交換に応じる。

第一一条

第二一条の内容に基づき交換可能期間内に他の紙幣と交換しなかった、法律に基づく債務弁済するところの金銭でなくなった紙幣は、回収された紙幣であるとみなし、第二六条に基づき通貨準備金として保持していた等価のいずれかの財産を国の収入として移すことができる。

第二章

バーツ価の維持

第二三条

バーツ価の維持に資するため、タイ国銀行もしくは通貨為替レート水準管理基金は、省 令で定められた外国通貨を国内商業銀行の売買要求に応じ即時売買する。ただし毎回の売 買は大臣が定めた金額を下回ってはならない。

省令で定めた外貨は通過準備金に組み込むこととのできる通貨でなければならない。 タイ国銀行もしくは通貨為替レート水準管理基金は、外国流通貨売買制限法が施行中で ある時には第一段に基づき即時売買しなくてもよい。

第二四条

第二三条に基づくタイ国銀行もしくは通貨為替レート水準管理基金と商業銀行間の外国 通貨売買において、即時売買レートは大臣が布告規定した上限レートと下限レートの範囲 内であればバーツの平価に基づく交換レートと異なっていてもよい。

第二五条

大臣はタイ国銀行の助言により、商業銀行もしくはその他の者との外国通貨の即時売買における上限レートと下限レートを定める権限を有する。大臣の当該告示があった時、外国通貨の即時売買をする商業銀行もしくはその他の者は、その上限レートと下限レートの範囲内で売買しなければならない。

商業銀行もしくはその他の者が割引金、もしくは電信代以外の外国通貨即時売買による何らかの代金を徴収することを禁じる。このとき第一段に基づく告示があるかどうかを問わない。

第三章

通貨準備金

第二六条

通貨の安定維持のため、タイ国銀行は「通貨準備金(トゥン・サムローン・グントラー)」と呼ぶひとつの準備金を管理する。

第二七条

本法令の施行日前及び施行日にあった通貨準備金の財産は、本法令に基づく通貨準備金のものとする。

第二八条

通貨準備金はタイ国銀行の他の財産と分けておかれなければならない。

第二九条

第二二条及び第二四条の規定下に、以下の場合を除き通貨準備金を支出してはならない。

- (一)発行紙幣の同額の回収と同時、もしくは
- (二)第三○条に基づく別の財産を通貨準備金に組み込むのと同時。

当該通貨準備金の支出は、タイ国銀行総裁もしくはタイ国銀行総裁がそのために任命した代理人の命令があった時にこれをなすことができる。

第三〇条

以下の財産を合法的に通貨準備金に組み込める物とする。

- (一)金。
- (二)交換可能な外国通貨もしくは省令で定めたその他の外国通貨。ここに王国外の銀行もしくは国際金融機関への預金でなければならない。
 - (三)(二)に掲げた外国通貨での債務弁済のある外国証券。

- (四)通貨基金に積み立てた金、国外資産及び特別引出権。
- (五)リザーブ購入権証書。
- (六)特別引出権証書。
- (七)(二)に掲げた外国通貨もしくはバーツで債務弁済のあるタイ政府債券。
- (八)タイ国銀行が購入した、もしくは割引購入した国内現金手形。ただし合計価値が 発行紙幣量の二〇%以内でなければならない。
- (一)(二)(三)(四)(五)及び(六)に基づく財産はタイ国銀行が保管し合計価値が発行紙幣量の六○%以上でなければならない。

第三一条

通貨準備金である、もしくは通貨準備金に組み込む財産の価値の計算は以下のようにこれをなす。

- (一)バーツもしくは国内現金手形としての価額を有するタイ政府証券である場合、購入価格もしくは割引購入価格、あるいは額面価額のいずれか少ないほうに従い計算する。
- (二)外貨での価格もしくは価額がある財産である場合、以下のように価格もしくは量を計算する。
- (a)金及び外国証券。各年末時の外国市場での価格に基づき計算。いずれかの年の途中で購入した金もしくは外国証券であれば購入年の年末時の価格査定があるまで購入価格に基づき計算。
- (b)第三〇条(四)の内容に基づき通貨基金に積み立てた金、外国証券及び特別引出権。基金が最後に通知した特別引出権ユニット量に基づき計算。
- (c)リザーブポジション購入権証書及び特別引出権証書。特別引出権ユニット額面の量に基づき計算。
 - (d)外貨。その時の預金額に基づき計算。
- (e)タイ政府証券。購入価格もしくは割引購入価格、あるいは額面の外貨での価格に基づき計算。
 - 第一段(二)に基づく財産のバーツでの計算は以下のようにする。
- (一)バーツの平価の規定がない、もしくはバーツの平価の使用を中止している場合、 年末日の市場レートを使用し、関係する外貨の即時売買レートの中央レートに基づきバー ツとして計算する。あるいは年の途中で購入した財産である場合、前年末時の価格査定で 使用したレートを使用する。
- (二)バーツの平価の規定がある場合、価格の変化もしくはバーツの比較ユニットとして変換できる他の外貨であるその財産の量により計算する。このとき年末日の外国市場でのその外貨の即時売買レートの中央レートを使用する。あるいは年途中に購入した財産である場合、前年末時の価格査定で使用したレートを使用し、平価に従いバーツとして計算する。
- (三)通貨基金が定めた比較ユニットとの比較によりバーツの平価を規定してあり、関係する外貨が同様に通貨基金が定めた比較ユニットとの比較により平価を規定している場合、平価に基づく交換比率に従いバーツとして計算する。

第三二条

タイ国銀行は毎年、元日から六○日以内に通貨準備金である財産の価格を査定する。

第三三条

毎年の通貨準備金会計の財産から生じる収益は年次収益会計に計上する。

年次収益会計の財産は以下のために支出できる。

(一)紙幣印刷に加え、紙幣及び大臣が承認した他の印刷物を印刷するためのタイ国銀行の印刷所の設置に係る事業、さらに当該印刷所事業の運営のために必要な運転資金。

- (二)紙幣の発行及び運営、もしくは大臣が認可した紙幣事業に係る他の事業。
- (三)通貨準備金の財産の減価償却。
- (四)通貨準備金会計、年次収益会計及び特別準備会計の財産に係る管理。

年末時の第二段に基づく支出後の余剰金は特別準備会計もしくは法律が定めたところの他の会計に繰り入れる。

いずれかの年において年次収益会計内の財産が当該支出に足りない場合、不足分を特別 準備会計から支出し、さらに特別準備会計内の財産でも足りない場合は以後の年において 不足分を残高から支出する。年次収益会計内の財産が当該支出後に余剰がある場合、支出 済みの金額まで残高返還に使用し、さらに余剰がある時は特別準備会計に繰り入れる。

第三四条

通貨準備金の財産が増価した場合、増価分を特別準備会計に繰り入れる。

第三四 / 一条

タイ国銀行法に基づく紙幣発行事業のため寄贈を受けた財産は特別準備会計に繰り入れる。

第三四 / 二条

タイ国銀行は紙幣発行供用のために特別準備会計内の財産を通貨準備金会計内の財産に 移す権限を有する。

第四章

罰則規定

第三五条

第九条に違反した者は、三年以下の禁固、または五万バーツ以下の罰金、あるいはその 併科に処する。

第三六条

第二五条第一段に従わなかった、もしくは第二五条第二段に違反した商業銀行またはいずれかの者は、一万バーツから一〇万バーツまでの罰金に処する。

本省に基づく犯罪は大臣が任命した委員会が略式処分する権限を有する。

第二段に基づく大臣任命委員会は三人からなり、うち一人は刑事訴訟法典に基づく捜査官でなければならない。

(おわり)